

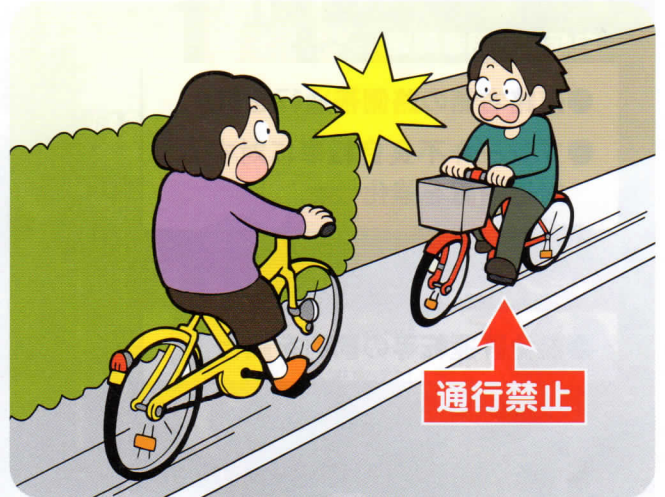
自転車がかかわる交通事故を防ぐために 自転車利用者に新たなルールが導入されました

1 道路右側にある路側帯は通行できません

★改正前、歩道の代わりに路側帯がある道路では、自転車などの軽車両は、歩行者用路側帯を除き、道路の左側にある路側帯と右側にある路側帯のどちらも通行することができましたが、改正後は、相互通行（すれ違うことができる通行）による自転車同士の衝突事故などを防止するため、左側の路側帯しか通行できなくなりました。

▶ 右側にある路側帯を通行すると…

罰則 3月以下の懲役または
5万円以下の罰金



路側帯とは？

● 路側帯とは、歩行者の通行のスペースを確保するために、歩道がない道路や、歩道がない側の路端寄りに、白線（道路標示）によって示された部分をいいます。
※ 歩道がある道路の車道上の歩道寄りに引かれた白線は路側帯を示すものではありません。

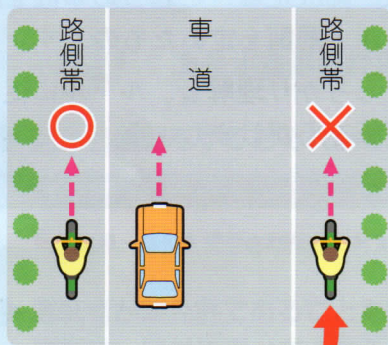
● 路側帯には以下の3種類があります。

- ① 白の実線1本によるもの
- ② 白の実線と破線によるもの
- ③ 白い実線2本によるもの（歩行者用路側帯）



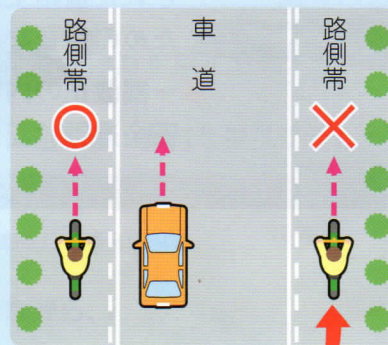
改正後の新ルール 自転車の路側帯通行が「できる場合」(○)と「できない場合」(×)

① 「実線1本」の路側帯



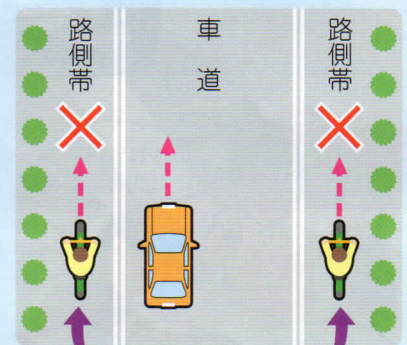
改正により通行禁止に！

② 「実線と破線」の路側帯



改正により通行禁止に！

③ 「実線2本」の路側帯
(歩行者用路側帯)



改正前から通行禁止

▶ 通行できない路側帯を通行すると… **罰則** 3月以下の懲役または5万円以下の罰金